

**一般社団法人千葉県産業資源循環協会  
役員の報酬等及び費用の支給に関する規程**

(目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人千葉県産業資源循環協会（以下「本協会」という。）の定款第26条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事又は監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 本協会は、常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、別表に基づき支給する。
- 3 報酬の支給の方法等は職員の例による。
- 4 役員には、役員賞与及び退職慰労金は支給しない。

(費用)

**第4条** 本協会は、常勤役員に職員の例による通勤手当及び旅費を支給する。

- 2 本協会は、非常勤役員がその職務を行うにつき負担する費用を弁償することができる。

(改正)

**第5条** この規程の改正は、総会の決議によって行う。

(委任)

**第6条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て定める。

**附 則**

- 1 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 別 表

### 常勤役員報酬額表

週当たり勤務日数	年額報酬
3日	432万円
4日	576万円
5日	720万円